



VOL.42

トクちゃん新聞

6月号

6月6日は日曜参観・運動会のハンゴでした。



平成22年6月9日
徳野会計事務所

〒530-0041
大阪市北区天神橋2-3-8
MF南森町ビル3階

TEL: 06-6809-2205
FAX: 06-6809-2206
URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: info@ft-tax.com



よりひと言



梅雨はまだ先？

● DM営業のその後

5月号のトクちゃん新聞にも掲載しましたが、4月中旬、初めてDMを送ってみました。その後、ほぼ毎週1件のペースでお電話があり、合計6社からお問合せをいただき、みなさんとお会いいたしました。案外、と言っては失礼ですが、**キチンとしている会社さんばかり**でした。正直、領収書の整理も出来ないような会社さんばかりではないか、と思っておりましたもので…。中には20歳の社長もいらっちゃって、夢いっぱい・元気いっぱいのお話をうかがって、元気をたくさん頂戴しました。

● 新聞アンケート

アンケートにご協力ありがとうございました。発行頻度は、従来通り月に1度というご意見が多数でした。お届け方法については、**メールでもよいとご回答いただいた方**につきましては、5月号からメールにてお送りさせていただきます。**もしメールでのお届け希望の方が**いらっしゃいましたら、お知らせください。その他、各種サービスについてのご希望も頂戴しました。こちらは個別に対応していきたいと思っております。ありがとうございました。

◆ 労務情報

担当: 徳野

● 未払残業請求ビジネス

消費者金融への過払金請求ビジネスは、もうピークは過ぎただろうと思われる今でもTVコマーシャルや地下鉄の吊り広告等よく目にしますよね。この次のビジネスが「**未払残業請求ビジネス**」だと言われています。一般市民からの電話問合せ対応等々、過払金請求ビジネスでノウハウを構築した弁護士事務所等が、次のターゲットにしているのが、このジャンルだそうです。

● 会計検査院の調査

会計検査院というのは、役所の仕事を調査する役所です。社会保険事務所もその対象です。年金をもらいながら働いている人がいる、正社員とほぼ同じように働いているパートさんがいるなど、本当は社会保険の加入義務があるけど労使の合意のもと加入していない、ということもあろうかと思えます。社会保険事務所の調査ではある程度会社の事情を理解してくれども、**会計検査院の調査はそうは行かない**そうです。容赦なく、「**支払うべき保険料を支払いなさい**」ということになるそうです。



いずれも、**給与基準や労働時間の管理等、制度の整備が必要**です。詳しくは**社労士さんにご相談下さい**。必要であればご紹介いたします。ご希望の方は弊社までお申し付け下さい。

◆ 「月次決算」の有効利用について PART II

担当: 杉山

今回は前回で紹介しました4つのポイントの説明をします。

① 変化の兆しの発見

経理担当者は変化や予定と異なる事象をつかんで、それを**素早く経営者、関係者に提供することが重要**です。出来れば**数字に基づいて正確に伝える**のがベストです。経営者側も報告が遅い場合は**何故遅いのか確認しない**といけません。

● 早く月次決算を締める⇒**10日以内(もっと早い会社もあります)**

● 変化が起きた際に、何が問題なのかを報告する⇒**正確さを求めて報告が遅くなるとは意味がありません**

② 問題点の認識・共有化

例えば売上が上がらない原因を洗い出してみると、商品力が乏しい、効率的な営業ができていない、クレームが多い等々が考えられます。これから、売上を落としているのはどの部門(営業所)なのか? どの商品なのか? 売上が低迷したのはいつからか? どの得意先の売上が落ちていたのか? 等々**問題点を掘り下げて行く**のです。

③ 「何故?」の繰り返し

一般的には「何故?」を5回繰り返すと本当の答えが出てくることが多いとされています。イメージ、固定観念で物事を判断していることが多いので、本当の問題点の認識の為に丁寧担当者等にヒヤリングをしていく必要があります。経営者側は通常の営業会議等では検討されないような**違った視点からの問題提起・討議が必要**では?

④ 解決策の具体的検討と実行

②の分析を経て、例えばどの部門、商品に問題があり、これに対してこれこれの対策が必要であると仮説を立案します。これらの**検証を繰り返す**ことで、インパクトのある問題解決策にたどりつくことができるのです。

◆税務スケジュール(6月)

- ◆4月決算法人の確定申告
- ◆10月決算法人の予定申告
- ◇10日(木)・5月分源泉税・特別徴収住民税納付
・12~5月分 住民税の納付
(特別徴収・納期の特例分)
- ◇30日(水)・5月分社会保険料納付

●7月12日(月)は源泉税(納期の特例)納付です!



ご注意ください

■労働保険料の申告・納付が6月1日より始まります。
申告・納付 6月1日(火)~7月12日(月)

22年4月1日付で雇用保険料率が改訂されました。

労働保険料申告のときの概算保険料計算時には、気をつけて申告してください。

■所得税の予定納税額の通知が届きます。

6月中旬頃に「所得税の予定納税額の通知書」が送付されます。

22年予定納税1期の納付期限は8月2日(月)です。

振替納税の場合は8月2日(月)が引落日となります。

担当:岡村



◆個人市・府民税の減額・免除について

担当:岡村

各自治体では、失業中の方や前年よりも収入が大幅に減少した場合に、個人市・府民税の減額・免除される場合があります。大阪市の場合を参考に、ご案内させていただきます。

- 解雇や倒産などで会社を退職し前年より給与収入金額が適用基準に該当する方で、市・府民税の全額負担が困難であると認められる場合は、**申請により失業期間中に納期限が到来する部分の税額に限り、減額・免除**されます。
(ただし、自己都合・契約期間満了による退職、定年退職などは対象とはなりませんのでご注意ください。)
- 納税者が災害にあわれたり、生活保護を受けられている場合や、前年の所得金額が条例で定める金額以下の方で、**合計所得金額が前年の6割以下に減少すると見込まれた場合**、また、同じく前年所得が条例で定める金額以下の方で**障害者・寡婦・寡夫・学生などに該当する場合**についても、税額的全額負担が困難と認められる場合は、減額・免除する制度があります。
- 各自治体によって、**制度自体も違いますし、金額の基準・申請方法も違ってきます**ので、お住まいの自治体へお問合せください。また、申請により認められれば減額・免除となりますが、当然**本人からの申請が無ければ減額・免除はありません**。



◆書籍紹介

担当:徳野



●星野リゾートの教科書 サービスと利益 両立の法則 (中沢 康彦 日経BP出版センター)

軽井沢の老舗旅館を再建し、あちこちのリゾートホテルを再建している星野リゾート。その秘訣は、実は、星野社長の天才的な経営センスではなく、**古典的なビジネス書を読み込み、それを愚直に実践**するというものだということです。古典的なビジネス書は、ビジネスを研究した上で書かれているわけ、それはつまり、ビジネスに関する理論が**つまったものであり**、自分の会社しか知らない経営者が行き当たりばったりでやるよりも、その**理論に従うのが一番だ**、という考えだそうです。また、従業員にもその本を読ませ理解させることで、社内の共通認識を作りあげているようです。星野社長が教科書とした書籍がたくさん紹介されています。

●伝える力(池上彰 PHPビジネス新書)

「週刊子供ニュース」というNHKの番組に出演していた池上さんの著書。子供達に時事問題を説明するという番組だったそうですが、これを11年間担当していたそうです。子供には**専門用語は通じない**ですし、**わかったふりをしてくれず**、わからないことはわからないと言います。そんな子供達に、いかにわかりやすく物事を説明するかという経験を通して、伝える力を磨きに磨いた池上さんのテクニクをたくさん紹介している本です。かなり具体的に事例紹介していますので、この本の内容自体、よく伝わるように書かれています。



◆伝統芸能「能」

担当:赤松

舞台鑑賞大好きですが、中でも「能」は祖父母がたしなんでいたため、幼い頃から観る機会が多くありました。「能」は能舞台の有限の空間に、台詞や動き等全ての無駄を省いて無限の世界を表現する奥ゆかしき残る独特の日本文化。そこで演じられるのは古今変わらぬ人々の想いや諸行無常の世界観、散り際までも美しい桜を愛でる滅びの美学等々。能楽堂に足を踏み入ると、空気が変わって心がぴんと張り詰める緊張感を覚えます。今年の演目で印象に残ったのは「邯鄲の夢」。「一炊の夢」で有名な中国の故事ですが、能の表現力のすごさ。たった一枚畳があるだけの何も無い所に夢幻の世界が創りだされていくのです。この故事と共通する「人生を夢幻」とする人生観は日本でも信長の敦盛の舞、秀吉の辞世の句、芭蕉の「夏草や〜」等多々見られます。六十干支を超えて人生が続く現代に生きる私にも能というフィルターを通すとこの境地がなおいっそう魂に響くのです。観劇中、一度は必ず深い眠りに落ちますが、奥深い伝統芸能。大阪には大槻能楽堂が上町にあります。機会があれば是非鑑賞してみてください。



◆ふるさと納税

担当:赤松

個人住民税を払っている人がふるさと(自分が寄附したいと思う都道府県及び市区町村)に**寄附**をした場合、**所得税・住民税から一定の寄附金控除**を受けることができる制度で、**税金の使い道に自分の意思を反映**できます。カードも使えます。興味がある方はご利用されてみては?

- ・**適用要件**
地方公共団体が発行する**領収書**等を添付して、**確定申告**
- ・**寄附金の額**
1~12月の合計寄附金額(複数の相手先はその合計)

「所得500万円・所得税率20%・単身の方」がふるさと納税により寄附した場合の**税額の軽減額**

・**3万円**寄附したら・・・**25,600円**(住民税20,000・所得税:5,600)

ふるさと納税の**特典**

- ・大阪市の「大阪市立ミュージアム御招待証」、愛媛県宇和島市の真珠など、寄附金額に応じて地元の特産品がもらえる地方公共団体もあります。

※個人個人のケースごとに控除額は変動します。もらえる品物も変更することがあります。詳しくは地方公共団体にお問い合わせください。